

「愛顔感動ものがたり」表彰式イベント等受託者募集要領

県では、本県が提唱している「愛顔」を全国に広め、本県の知名度向上と愛媛ファンの獲得を図るため、県内外から愛顔あふれる感動の「エピソード」と「写真」、さらに前年度のエピソード部門の受賞作品を原作とする「映像」を募集し、優秀作品を広く発信する「愛顔感動ものがたり」を平成26年度から実施しています。

今年度も、「エピソード」と「写真」は9月18日まで、「映像」は11月30日まで作品を募集し、今後、最終選考を行って各賞を決定し、公益財団法人愛媛県文化振興財団及び学校法人河原学園との共催のもと、令和9年2月20日（土）に県民文化会館で表彰式イベント、2月21日（日）に愛媛県美術館で映像部門受賞作品の上映会を開催することとしています。

ついては、表彰式イベントの企画運営等の受託を希望する団体・事業者を下記のとおり募集します。

記

1 業務名

「愛顔感動ものがたり」表彰式イベント等業務委託

2 業務内容等

- (1) 業務の内容：別添「業務内容一覧」のとおりとする。
- (2) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 委託料限度額：13,340,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) その他注意事項：上記委託料限度額には次の項目の金額（計5,160千円）を含む。

- 水樹奈々さんの朗読収録に係る謝金及び会場使用料等
- 審査委員6名のイベント出席に係る謝金、旅費及び雑費
- 県が指定するゲスト1名のイベント出席に係る謝金、旅費及び雑費
- 手話通訳者の派遣に係る謝金及び旅費
- 一般朗読者及び受賞者のイベント出席に係る旅費
- （学）河原学園と連携した作品展の実施に係る経費

※上記の計5,160千円の内訳及び詳細は、企画提案参加申込者に対して別途提示する。

※上記以外の司会者及び追加ゲスト等の出演者に要する経費については、受託者において積算し、計上すること。

3 応募の資格

- (1) 県内に事務所等を有する事業者・団体（法人格の有無は問いませんが、任意の団体にあつては、原則として1年以上継続して活動し、規約及び役員名簿が整備されていること。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 企画提案の内容

(1) 事業内容

別添「業務内容一覧」を参照のこと。

(2) 企画のポイント

(ア) 水樹奈々さん朗読動画制作（エピソード両部門 知事賞2作品）

- 都内でのスタジオ収録場所及びスタジオの概要を示してください。
- 動画のアウトプットイメージを示してください。
- 動画は、イベント当日に上映される表彰式の重要な構成要素であることや、国内トップクラスの声優・水樹奈々さんに朗読いただくことなども踏まえ、単なる静止画のスライドではなく、動きのある動画とするなどクオリティの高いものとしてください。
※過去の朗読動画はYouTubeにてご覧いただけます。

(イ) 表彰式イベント

- タイムスケジュール及び会場図（応援企業ブース設置場所等）を示してください。
- 司会、追加ゲスト等を提案される場合は、活動実績等を記載してください。
- メインホールでの表彰式は、インターネット配信（ライブ及びアーカイブ）を行うこととし、ライブ視聴回数、アーカイブ視聴回数あわせて10,000回以上（令和9年3月末時点）を目標に、視聴者確保の計画を記載してください。
- 参加者を呼び込む工夫、広報計画を記載してください。
※昨年度の表彰式イベントの様子はYouTubeにてご覧いただけます。

(ウ) 映像作品上映会

- タイムスケジュールを示してください。
- 司会、追加ゲスト等を提案される場合は、活動実績等を記載してください。
- 参加者を呼び込む工夫、広報計画を記載してください。

(3) 事業の実施体制及びスケジュール

実施体制及びスケジュールを示してください。

- 実施体制：責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割
- スケジュール：契約後～イベントまでの大まかなスケジュール

(4) 収支予算

収入（委託料含む）と支出がわかるよう記載してください。

記載にあたっては、次の①～⑥の事項に注意のうえ作成してください。

① 使用料

○県民文化会館

イベント当日及び前日の「メインホール」「サブホール」「楽屋」「会議室」等の会場使用料及び同館にある機材使用経費については全て無料となります。

ただし、県民文化会館北駐車場利用料金（8:00～18:00使用）を計上してください。

受託者が持ち込む備品等については、所要経費を計上してください。

○愛媛県美術館

会場使用料は無料ですが、上映会に必要な機材等については受託者側で手配のうえ、所要経費を計上してください。

② 表彰式イベントに係る広報関係費

○チラシ：20,000部（A4判）

○プログラム：2,500部（A4判：10ページ程度）

○入場券：2,500部（全席指定とするため、表面に席番号を記載）

※チラシは表彰式イベント（20 日）及び上映会（21 日）の両方を含んだ内容とすること。

プログラム及び入場券については表彰式イベント（20 日）のみとする。

※チラシ、入場券は1 月 5 日（火）、プログラムは2 月 19 日（金）納入とする。

○看板製作・設置費：必要数（会場玄関前は必須）

○宣伝費：CM放映及びSNS（YouTube）広告

③ 人件費

アルバイト賃金等

④ 諸経費

○諸経費：消耗品費や連絡調整費等の必要経費、企画費等

○保険料：必ずイベント保険をかけることとし、その必要経費を計上すること。

⑤ 一般管理費

イベントの運営管理費として小計の10%以内を計上可能

⑥ 消費税及び地方消費税

（5）その他

受託者は、事業計画書や事業完了後の実績報告書等の提出などの事務手続きが必要となりますので、予めご了承ください。

イベント当日、受託者の主催事業等、本事業以外をPRすることはご遠慮願います。

5 企画提案について

（1）参加申し込み

参加希望者は、次により「企画提案参加申込書（様式第1号）」を提出してください。

○提出期限：令和8年9月25日（金）午後5時（必着）

○提出方法：FAX又はメール（送付後、到達を確認するため、別記【提出先】まで電話をしてください。）

（2）質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）と併せて「質問書」（様式第2号）を提出してください。

回答は、参加申込者全員に対し行います（個別具体の提案内容は除く）。

（3）企画提案の提出

①企画提案書の規格・構成等

ア）原則A4判で作成してください。

イ）「企画提案書の提出書及び申告書（様式第3号）」を提出してください。

ウ）企画提案書の構成は自由ですが、本要領4「企画提案の内容」を網羅した内容としてください。

②提出部数

8部（※上記イ及びウを1セットにして8セット提出してください。イは原本を1部とし、残り7部は複写でかまいません。）

③ 提出期限及び提出先

提出期限：令和8年10月16日（金）午後5時（必着）

提出方法：持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）としてください。

※団体規約や役員名簿の提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

6 選 考

提案のあった企画については、書類及びプレゼンテーションにより選考します。

なお、5者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合があります。

(1) プレゼンテーション

選考委員会を設置して、個別に実施し、受託者として最適と考えられる事業者（委託候補者）を選定します。

プレゼンテーションは10月下旬に開催する予定です。

（※詳細は別途お知らせします。プレゼンテーションに要する費用は参加者負担とします。）

【選考のポイント】

提案された企画は次の項目により審査します。

（審査基準）

項 目		審査のポイント	配 点
業務の計画 及び 実 施 方 法	動画（知事賞2作品）	本事業の趣旨に沿った魅力的な動画となっているか。	20点
	表彰式イベント 企画内容	出演者と来場者が一体となってイベントを楽しめる魅力的な内容となっているか。	20点
		来場者に感動を与えられる内容となっているか。	15点
		実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	5点
	上映会企画内容	作品制作者の意図が来場者等に伝わる内容となっているか。	15点
		実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	5点
	効果的な集客	来場者を呼び込む工夫（効果的な広報）がなされているか。	15点
	費用計上の妥当性	費用計上が適当であり、適正な事業計画となっているか。	5点
合 計			100点

(2) 審査結果

応募者全員に審査結果を文書で通知します。ただし、順位や採点結果をお知らせするものではありません。

(3) その他選考に係る留意事項

- ①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効としますのでご注意ください。
 - ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合
 - ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合
- ② 提出後の企画提案書については、原則として記載内容の変更はできません。
- ③ 提出された企画提案書は返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出、面談等に伴う費用は、全て企画提案者の負担となります。
- ⑤ 「企画提案参加申込書」の提出後、参加を辞退する場合は下記まで連絡してください。

7 契 約

- (1) 選定された委託候補者と、提出いただいた企画提案を基に業務について協議を行い、仕様書を作成します。したがって、協議の過程で提案内容の一部変更がある場合があることをご了知ください。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。
- (2) 協議のうえ決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書を提出いただき、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を締結することとなります。（契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱います。）

- (3) 契約締結後であっても、協議のうえ事業内容や実施方法を変更、または事業を中止させていただく場合があることをご了知ください。
- (4) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能です。
- (5) 契約に当たって電子契約を希望する場合は、上記 7（2）の見積書提出期限までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（委託候補者に別途送付する）を提出してください。

【問い合わせ先・提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県観光スポーツ文化部文化振興課 文化振興グループ

電話 089-947-5480 F A X 089-913-2617

E-mail bunkashinko@pref.ehime.lg.jp